

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2025年6月26日

【会社名】 フルハシEPO株式会社

【英訳名】 FULUHASHI EPO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 直彦

【本店の所在の場所】 名古屋市中区金山一丁目13番13号

【電話番号】 052-324-9088（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 兼 総務部長 上野 徹

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区金山一丁目13番13号

【電話番号】 052-324-9088（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 兼 総務部長 上野 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月25日の第78回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

山口直彦、山口昭彦、熊澤修次、天野幹也、上野徹の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

水野信勝、織田直子、苅谷公平、井上理津子の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500,000千円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、第4号議案の報酬額とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬制度を設定するもの、及び譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は、年額40,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40千株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	95,220	1,393		(注) 1	可決 98.26
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)5名選任の件					
山口 直彦	96,421	192		(注) 2	可決 99.50
山口 昭彦	96,422	191			可決 99.50
熊澤 修次	96,422	191			可決 99.50
天野 幹也	96,518	95			可決 99.60
上野 徹	96,418	195			可決 99.49
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
水野 信勝	96,419	194		(注) 2	可決 99.49
織田 直子	96,423	190			可決 99.50
苅谷 公平	96,427	186			可決 99.50
井上 理津子	93,643	2,970			可決 96.63
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の報酬等の額 決定の件	96,458	155		(注) 3	可決 99.53
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	96,471	142		(注) 3	可決 99.55
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付 株式の付与のための 報酬決定の件	96,362	251		(注) 3	可決 99.43

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成割合は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。